

平成20年度著作権ビジネス研究会（全5回）議事報告

●第1回

日時：平成20年7月28日（月）14：00～於 CRIC 会議室

議題1：今年度の事業活動項目について

2：権利情報の共有化におけるガイドラインについて

3：その他

（議事内容）

議事に先立ち、菅原主査より今回出席した新メンバーが紹介されました。

議題1：今年度の事業活動項目について

配布資料「平成20年度著作権ビジネス研究会活動」に基づき、菅原主査は今年度の計画の説明を行いました。今年度の活動計画の中で、コンテンツ情報の整備に関し、今後開催される関連会議等を通じ他の協議会の連携の必要性が特に強調されました。

なお、本研究会は昨年同様、原則として、奇数月の第2月曜日（休日の場合は順延）に14：00から、著作権情報センター（CRIC）会議室で開催されることになりました。

議題2：権利情報の共有化におけるガイドラインについて

菅原主査から配布資料「権利情報の共有化における著作者・著作権の氏名表示等に関するガイドライン」を参照し、ガイドラインの概略の説明がありました。使用される文字水準について、「JIS 第2水準」では解決できないケースがあることから、各団体では、いかなる基準で管理データを集約し、変換しているのか、そのルールを知ることが必要であり、それを把握することで、CCDのガイドラインが安心して設定できるとされ、方向性を探る意味からも、各団体にアンケートを実施することになりました。

●第2回

日時：平成20年9月8日（月）14：00～ 於 CRIC 会議室

議題1：情報通信審議会情報通信政策部会 デジタル・コンテンツの流通促進等に関する検討委員会での審議内容について

（総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長 小笠原陽一氏からの報告）

2：権利情報の共有化におけるガイドラインについての検討

3：その他

（議事内容）

議題1：情報通信審議会 情報通信政策部会 デジタル・コンテンツの流通促進等に関する検討委員会での第五次中間答申の審議内容について

総務省情報流通行政局情報通信作品振興課長 小笠原陽一氏をお迎えし、配布資料に沿って、同委員会での検討経緯（該当ページ：26～28）、データベース構築に向けての検証等をはじめとする提言内容（該当ページ：29～31）についての報告を受けました。

議題 2：権利情報の共有化におけるガイドラインについて

前回の会議で、ガイドラインの向上にむけて、各団体がどのような基準で管理データの集約・変換を行っているか等の実態を把握するためアンケートを実施することが決定されております。その内容は配布資料に記載された通りです。出席者に対し、このアンケートのなかで、調査を希望する追加項目があれば、今週中に事務局に連絡するよう要請されました。

●第 3 回

日時：平成 20 年 11 月 10 日（月）14：0～ 於 CRIC 会議室

議題 1：権利情報の共有化におけるガイドラインについての研究（継続）

・ガイドラインについてのアンケート集約結果の報告

2：その他

（議事内容）

配布資料にもとづき先月実施したアンケートに対しビジネス研究会加盟 30 団体のうち 10 団体から回答がよせられその集約結果の報告が配布資料にのっとり事務局からなされました。それを受けて、該当団体からの出席メンバーに対し、詳細についての確認等が行われました。

これを過去に実施したアンケートの回答結果と一体化させ、全体像の把握につとめること、また、すでに発表したガイドラインに沿って、団体が対応した案件、今後検討を予定している案件を調査するためアンケートを実施し、その集約結果を次回の研究会で発表することが決定されました。

●第 4 回

日時：平成 21 年 1 月 19 日（月）14：00～ 於 CRIC 会議室

議題 1：権利情報の共有化におけるガイドラインについての研究（継続）

・ガイドラインについてのアンケート集約結果の報告

2：その他

（議事内容）

昨年 10 月に実施した「権利情報」「作品情報」のデータベース化に関するアンケートに回答のあった団体（10 団体）のうち、7 団体がデータベースとして権利者・作品情報を保有していることが把握できたことから、事務局は、その団体だけに絞った資料を作

成し配布しました。この資料は7団体間におけるデーターの保有内容を比較するためのもので、共通保有データーの比率も表示されています。その資料にそって事務局から説明がなされました。また、前回の研究会で配布された集約資料に記載に間違いがあったことから、訂正版が配布され、差し替え依頼がなされました。

また、昨年12月に実施された「権利情報の共有科における著作者・実演家の氏名表示に関するガイドラインの対応について」のアンケートの集計結果資料も配付され、資料にそって事務局から説明がなされました。

これまでに実施されたアンケートの集約結果から、権利者サイドの保有データーに関しては、その全容がほぼ把握できたとの認識のもと、今後 CCD が関与すべき活動についての話し合いが行われ、意見として、例えば、権利者のデーター以外にも、たとえばコンテンツに係わるデーターなどの保有状況の把握などが今後の活動に含めてはどうかなどがあげられました。

●第5回

日時：平成21年3月9日（月）14：00～ 於 CRIC 会議室

議題1：平成20年度ビジネス研究会活動の総括

2：平成21年度の活動について

（議事内容）

本年度最後の研究会では、配布資料（「権利者情報の共有化に係わる平成20年度の著作権ビジネス研究会の活動」「権利者「加盟団体から寄せられた CCD に係わる本年度の活動及び来年度の検討課題項目」」）をもとに、意見が寄せられた団体の活動を参照しつつ、該当団体からの出席者には発言を求め、今後の活動に焦点をあて討議が行われました。権利者サイドのデーターの情報はアンケートで検証を行った結果、概ね整備されてきているとの認識のもと、今後の CCD の活動に、権利処理の煩雑さを円滑にするためにコンテンツに係わるデーターの整備が急がれること、その抽出に向けた課題等について、来年の活動につなげることが確認されました。

本会議開催を機に、3月6日 JASRAC で開催された「一般社団法人 著作権情報集中処理機構」(Copyright Data Clearinghouse 略称：CDC) が設立記者会見のプレスリリースが配布され、菅原主査より音楽配信事業者による許諾申請ならびに著作権管理事業者による許諾・分配業務の作業負荷、コストの著しい増加を解消するために設立されたこの団体について説明が加えられました。